

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領

1. I C T 活用工事

1-1 山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領の適用について

I C T 活用工事の施工にあたっては、本実施要領及び国土交通省が定める要領関係等に基づいて行うものとする。要領の記載内容の優先は、本実施要領、国土交通省が定める要領関係等（令和 7 年 4 月）の順とする。

1-2 概要

I C T 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。また、次の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを基本とするが、詳細は国土交通省 I C T 活用工事実施要領（以下、国実施要領）によるものとする（表-1）。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

国実施要領工種	①	②	③	④	⑤
土工（1,000m ³ 以上）	○	○	○	○	○
土工（1,000m ³ 未満）	従来手法 （選択）	○	○	○	○
作業土工（床掘工）	従来手法 （選択）	○	○	該当なし	○
法面工	○	○	該当なし	○	○
付帯構造物設置工	○	○	該当なし	○	○
擁壁工	○	○	該当なし	○	○
地盤改良工	○	○	○	○	○
基礎工	○	○	該当なし	○	○
河川浚渫	○	○	○	○	○
舗装工	○	○	○	○	○
舗装工（修繕工）	○	○	○	○	○
構造物工（橋梁上部）	該当なし	○	該当なし	○	○
構造物工（橋脚・橋台）	○	○	該当なし	○	○
コンクリートえん堤工	○	○	該当なし	○	○

《表-1 国実施要領における施工プロセス各段階の扱い》

1-3 I C T 活用工事の対象工事

ＩＣＴ活用工事の対象工事（発注工種）は、山形県県土整備部が発注する工事のうち、営繕工事を除くすべての工事を対象とすることを原則とし、対象工種は国実施要領「１－４ ＩＣＴ活用工事の対象工事」（１）対象工種に該当する工事とする。ただし、作業土工（床掘）の対象工種はＩＣＴ活用工事（土工）とする。

また、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

１－４ ＩＣＴ活用工事の発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注は、次によるものとするが、工事内容及び地域におけるＩＣＴ施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（１）発注者指定型

国実施要領	要件
土工	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ土工数量 5,000m ³ 以上」を目安として発注者が設定した工事に適用する。
舗装工	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ路盤工 3,000m ² 以上」を含む舗装工を目安として、発注者が設定した工事に適用する。

（２）施工者希望型

国実施要領	要件
土工（1,000m ³ 以上）	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ土工数量 1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満または１億円未満かつ土工数量 1,000m ³ 以上」を目安として発注者が設定した工事に適用する。
土工（1,000m ³ 未満）	１－３かつ土工数量が 1,000m ³ 未満に該当する場合に適用する。
法面工	１－３に該当する場合に適用する。
擁壁工	１－３に該当する場合に適用する。
地盤改良工	１－３に該当する場合に適用する。
基礎工	１－３に該当する場合に適用する。
河川浚渫	１－３に該当する場合に適用する。
舗装工	１－３かつ「設計金額（消費税を含む）１億円以上かつ路盤工 3,000m ² 以上」を含む舗装工を目安として、発注者が設定した工事に適用する。
舗装工（修繕工）	１－３に該当する場合に適用する。
構造物工（橋梁上部）	１－３に該当する場合に適用する。
構造物工（橋脚・橋台）	１－３に該当する場合に適用する。
コンクリートえん堤工	１－３に該当する場合に適用する。

※その他

ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ＩＣＴ活用工事として事後設定できるものとし、ＩＣＴ活用工事設定した後は、施工者希望型と同様の扱いとする。

２．ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

2-1 ICT活用工事の発注方式

工事の内容やICT活用施工の普及状況を踏まえ、適宜、ICT活用施工の計画について総合評価において加点する工事（施工者希望型）を設定するものとする。

2-2 工事成績評価における措置

発注方式に関わらず、ICT活用施工を実施した場合又は起工測量から電子納品まで（1-1①～⑤）のいずれかの段階でICTを活用した場合（1-1⑤3次元データの納品のみは除く。）等においては、「建設工事成績評価における留意事項」等に基づき、適正に評価するものとする。

なお、ICT活用工事において、起工測量から電子納品まで（1-1①～⑤）のいずれの段階でもICTを活用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の（1）～（2）を標準として減点を行うものとする。また、ICT活用施工を途中で中止した工事についても同様な評価を行うものとする。

ただし、次の1）～3）についてはICT活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。

- 1）起工測量において、前工事での3次元納品データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量
- 2）施工現場の環境条件により、1-1③ICT建設機械による施工が困難となる場合の従来型建設機械による施工
- 3）冬季の降雪・積雪によって面管理が実施できない場合等の断面及び変化点の計測による出来形管理及び降雪・積雪による施工後の現況計測未実施

（1）発注者指定型

受注者の責によりICT活用施工（1-1①～⑤の全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。

（2）施工者希望型

総合評価落札方式による落札者決定時に、受注者からの申請に基づきICT活用を行うことで評価を行っているため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評価を減ずるなどの措置を行うものとする。

なお、成績の減点は3点を標準とする。

3. ICT活用工事の導入における留意点

3-1 工事費の積算

発注者は、発注に際して国実施要領に基づき積算を実施するものとし、土木工事標準積算基準書については土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）（山形県県土整備部）と読み替えるものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について必要に応じ見積書の提出を求め、受発注者協議の上で設計変更を行う。

3－2 現場見学会・講習会の実施

I C T活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を随時実施するものとする。

4. I C T活用工事における適用（用語の定義について）

4－1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

附 則

この要領は、令和7年11月1日以後に施行何を行う工事から適用する。